

令和8年度 一般選抜合否判定基準

1. 合否判定基準

- (1) 調査書と学力検査等の成績との比重は、「5:5」とする。
- (2) 面接は、提出書類の確認及び志願者の理解を深め、志願者の特性、目的意識を的確に把握する目的で実施する。
- (3) 合否については内申点及び学力検査点、面接に基づいて総合的に判定する。

2. 合否の判定について

- (1) 志願者原簿に記載された内申点と学力検査点を基にして総合点の算出や相関図の作成等により、各圏を設定する。
- (2) 各科は、各圏の設定を行い、判定会議において審議の進行を行う。

① 各圏の設定の仕方

A圏…内申点・学力検査点に基づいて募集人員（特色選抜合格者を除く）の80%程度の人数が含まれるように範囲を設定してA圏とする。

B圏…募集人員の110%が含まれるように範囲を設定し、それからA圏を除いたものをB圏とする。

C圏…A圏とB圏を除いた残りをC圏とする。

② 下記の事項については、慎重に審議する。

条件1〉 (a) 所見等における行動等の記録が好ましくない記載がある者
(b) 正当な理由なく、欠席の数が多い者
(c) 面接の評価が著しく悪い者

条件2〉 (a) 観点別学習状況が著しく良い者
(b) 学力検査点が著しく高い者
(c) 内申点が著しく高い者
(d) 行動の記録が著しく良い者